

# カンタン・ラクラク！ ネットで申告！

# エルタックス eLTAX

エルタックス  
eLTAX は、各都道府県の「法人道府県民税・法人事業税・地方法人特別税」、札幌市等の政令指定都市及び一部の市町村の「法人市町村民税・固定資産税(償却資産)」等に関する手続きをインターネットを利用して電子的に行うシステムです。

北海道では、法人道民税・事業税・地方法人特別税の**電子申告**のほか、「法人設立・設置届出書」・「異動届出書」・「法人税に係る確定申告書又は連結確定申告書の提出期限の延長の処分等の届出書」・「申告書の提出期限の延長の承認申請書(二)」の**届出(※)**ができます。

※ 手続きは、eLTAX(エルタックス)のホームページ(<http://www.eltax.jp>)のトップページにある「ご利用メニュー」の「電子申請・届出」からすることができます。



電子申告システムを導入している市町村は次のとおりです。

道税取扱事務所	電子申告システム導入済みの市町村	申告			申請届出
		個人住民税	法人市町村民税	固定資産税 償却資産	
札幌道税事務所	札幌市	○	○	○	○
石狩振興局	江別市、千歳市、恵庭市、北広島市	○	○	○	○
	石狩市		○		
渡島総合振興局	函館市、松前町、福島町、知内町、七飯町、鹿部町	○	○	○	○
	北斗市	○	○	○	
檜山振興局	江差町、奥尻町	○	○	○	
小樽道税事務所	小樽市	○	○	○	○
空知総合振興局	岩見沢市、南幌町	○	○	○	○
	長沼町	○	○	○	
深川道税事務所	北竜町	○	○	○	○
上川総合振興局	旭川市、鷹栖町、東神楽町、当麻町、比布町、愛別町、上川町、東川町、美瑛町、上富良野町	○	○	○	○
	富良野市	○	○	○	
留萌振興局	増毛町	○	○	○	○
オホーツク総合振興局	網走市、美幌町、斜里町、清里町、大空町	○	○	○	○
北見道税事務所	北見市	○	○	○	○
胆振総合振興局	室蘭市、登別市、壮瞥町	○	○	○	○
	平取町		○		
日高振興局	様似町	○	○	○	○
	池田町	○			○
十勝総合振興局	帯広市、音更町、芽室町、中札内村、幕別町、本別町、浦幌町	○	○	○	○

※ 詳しくは、各市町村にお問い合わせください。

## 法人道民税・法人事業税・地方法人特別税の 申告・届出は簡単便利な eLTAX で決まり！

ご利用時間 8:30~21:00  
土日祝、年末年始(12/29~1/3)を除く



イメージキャラクター: エルレンジャー



## エルタックスにするとこんなに便利！

地方公共団体の窓口に出かけずに、  
オフィスからインターネットで  
簡単に申告・届出ができます。

複数の地方公共団体への申告を  
まとめて一度に送信できます。



市販の税務会計ソフトで作成した  
データが使えます。  
(eLTAX 対応ソフトに限ります)

無料で eLTAX 対応ソフトを提供します。

## 申告するには？



### ステップ1

電子証明書を取得してください（関与する税理士等が電子申告をするときは、納税者本人の電子証明書は省略することができます）。

○ 利用可能な電子証明書は以下の認証局が発行するものです。

- ・ 商業登記認証局
- ・ 公的個人認証局
- ・ 税理士認証局 等

※ その他の認証局は eLTAX ホームページでご確認ください。

### ステップ2

利用届出の手続を行います。

○ eLTAX ホームページから必要事項を入力して利用届出を行います。

利用届出を行うと利用者 ID と仮暗証番号がホームページ上で確認できます。

※ 利用届出は主な申告先の地方公共団体に行います。

※ 受付時間は平日 8：30 から 21：00 までです。

### ステップ3

PCdesk（利用者用ソフト）を入手します。

○ 電子申告データの作成に必要な PCdesk を eLTAX ホームページからダウンロードします。

※ CD-ROM を請求することもできます。

※ eLTAX に対応した市販の会計ソフトを利用することも可能です。



## 申告してみよう！

- 1 申告データの準備 PCdesk を利用して、利用届出に使用した情報等を基に電子申告の準備を行います。
- 2 申告データの作成 申告データを作成します。
- 3 申告データの送信 ポータルセンターへ申告データを送信します。
- 4 送信データの確認 送信データの内容や受付結果をメッセージボックスで確認できます。

※ 利用届出を提出した地方公共団体以外への申告先追加手続も PCdesk を利用して行います。



ご利用届出、詳しい情報は  
ホームページをご覧ください。

<http://www.eltax.jp/>

お問合せ先

eLTAX ヘルプデスク

0570-081459

ハイシンコク

(受付時間 8:30~21:00 土日祝、年末年始を除く)

※全国どこからでも市内通話料金でご利用いただけます。

IP 電話や PHS などを  
ご利用の方はコチラ

045-759-3931

※通常通話料金です。

〒090-0018 北見市青葉町6番6号

オホーツク総合振興局 北見道税事務所 課税課事業税間税係 TEL 0157-25-8681(直通)

国税電子申告・納税システム(e-Tax)もご利用ください。

<http://www.e-tax.nta.go.jp/>

## ～ 事業主の皆様へ：北海道から個人住民税の特別徴収実施のお願い ～

北海道と道内市町村は、個人住民税の給与からの特別徴収の拡大に取り組んでおります。  
特別徴収未実施の事業主の皆様は、是非とも実施されるよう、ご協力をお願いします。

○ 個人住民税の給与からの特別徴収とは

事業主の皆様が、従業員の方に支払う給与から個人住民税を天引きし、市町村に納入していただくという、  
地方税法で義務付けられている制度です。

(詳細については、従業員の方がお住まいの市町村へお問い合わせください。)